

公正取引委員会 事務総局 官房総務課御中

拝啓

12月8日(月)に、5人の公正取引委員会の方と面談し、見解の違いと公正取引委員会の業務内容を確認させていただきました。結論をまとめました。

1	「政策調整」でかまいません。資源エネルギー庁に対して、厳正な対処をお願い致します。
2	再生可能エネルギーの買い取り価格についてですが、RPS法で「上限11円/kWh」に定められていることは、再生可能エネルギー業者が犠牲になっていると十分に解釈できます。再生可能エネルギー業者が電力を売りたい相手は「電力会社」です。消費者でもなければ、自治体でもなく、自治体もどちらかという設置者に入りがちですので、犠牲者側でした。電力は、電力会社が買わなければ売れません。電力会社は政策により、原子力を優先することになっています。ですから、当然、再生可能エネルギーは買いたくないわけです。その証拠が買い取りの目標値であり、応募の10倍以上の入札があっても、2012年までにわずか1.35%(122億kWh)までしか買わないのです。電気事業連合会は、資源エネルギー庁から「再生可能エネルギーをかうな」と言われています。告発状10頁参照。つまり、政策による再生可能エネルギー業者への業務妨害が生じているのです。資源エネルギー庁は、民間企業に対して、「何を買い」とか「何をかうな」と指示できる立場にはないはずですが、買う人(電力会社)の選択を妨害しているわけですから、完全に「優先的地位に乱用」に値します。電力会社は、交付金を出してもらわなければ、原子力を設置できないので、当然、資源エネルギー庁の言うことは絶対です。公正取引委員会に政策調整をしていただかないと、再生可能エネルギー業者はいつまでたっても、自由な競争を妨害され、発展しません。
3	政策調整を公正取引委員会ができるのは、それだけすごい権限があるからです。「事業者だけが対象」という狭い範囲なら、政策調整はそも

そも対象から外れます。よって、「政策調整」なのか「命令」「勧告」なのかは、単に名前だけの違いであって、やるべき内容は、まったく同じになってきます。先に、資源エネルギー庁による「優先的地位の乱用」だと記していましたが、政策調整向けに別の名前があるなら、適切な言葉に変えて、対処して下さい。「適当な言葉ないからできない」というのは、私には通用しません。言葉より、「役割」の方が重要視されます。平成20年12月5日付けの「申告処理に係る申し出について（回答）」の文末には、「電気事業における制度改革については、必要に応じて今後とも競争政策の観点から検討を行うとともに、同分野において独占禁止法違反行為があれば、厳正に対処していく」とあります。この文面からは、公正取引委員会は「政策調整ができる」ことがはっきりと示されており、重要な証拠となっています。ですから、厳正に対処の程、どうぞよろしくお願い致します。

なお、風力発電業者の被害状況は、また追って報告致します。私の報告を待たないで進めて下さい。今までに既に数値で、再生可能エネルギーの買い取りの応募と決定数を表で載せていますから、それで充分です。よろしくお願い致します。

敬具

〒164-0012

東京都中野区本町 2-20-13-14

03-3373-7230

竺原光江